

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、後述の公文書①、公文書③及び公文書⑤の存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成15年5月6日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書が、中小企業高度化資金に係るものと大島郡内における岩石採取計画の認可に係るものであったことから、中小企業高度化資金に係る事務を所掌する中小企業課（平成16年度の行政組織改編により、現在は経営金融課）が開示請求書の原本を保有し、その写しを大島郡内における岩石採取計画の認可に係る事務を所掌する大島支庁商工水産課に送付の上、中小企業課の所掌に係る部分については、平成15年6月9日付け中企第103号で対象公文書の全てについてその存否を明らかにせず不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を、大島支庁商工水産課の所掌に係る部分については、同日付け大商水第93号で対象公文書の不存在を理由として不開示とする決定（以下「大島支庁処分」という。）を行った。

その後、本件処分及び大島支庁処分を不服として、平成15年7月31日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のよ

うに要約される。

ア 私は、当事者である。

当事者たる私の請求をことごとく非開示にすることは、条例第10条を濫用したものと云わざるを得ず、為に認めない。

イ 本件処分と大島支庁処分の回答趣旨が不統一である。

私が行った平成15年5月6日付けの開示請求は、私が当事者として関わった事実を含めた一連の出来事について時系列に請求したものであるにも関わらず、回答の趣旨（本件処分は公文書の存否そのものを明らかにせず、大島支庁処分は公文書の存否は明らかにしている。）は全く異なっており、無責任な回答と云わざるを得ず、為に認めない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭等による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

本件対象公文書は、中小企業高度化資金（以下「高度化資金」という。）の貸付先が当該資金の貸付対象施設を第三者に貸与しようとし、又は現実に貸与した場合に県が作成し、又は取得する可能性がある文書である。

ア 施設等貸与承認申請書

高度化資金の借受者が当該資金の償還完了前に貸付対象施設を第三者に貸与しようとするときは、中小企業高度化資金貸付に関する鹿児島県の規則（以下「規則」という。）により、あらかじめ知事の承認（以下「施設等貸与承認」という。）が必要となる。

施設等貸与承認申請書は、規則に基づき知事が定めた事務取扱要領（以下「要領」という。）に規定された様式の中の1つである。

請求に係る公文書は、申請の時期並びに高度化資金の借受者（施設等貸与承認申請の申請者）及び貸与の相手方が特定された次の施設等貸与承認申請書である。

(ア) 平成4年10月31日付けで〇〇〇〇〇〇組合が□□□□株式会社を貸与の相手方として行った施設等貸与承認申請に係るもの（以下「公文書①」という。）

(イ) 平成7年11月7日以降の日付けで〇〇〇〇〇〇組合が△△△△株式会社を貸与の相手方として行った施設等貸与承認申請に係るもの（以下「公文書②」という。）

なお、異議申立人は、本件開示請求書に、公文書①の写しを添付して開示請求を

行っている。

イ 施設等貸与承認通知

施設等貸与承認通知は、高度化資金の借受者から、施設等貸与承認申請があり、知事が当該申請を承認しようとする場合に当該借受者あて発出される通知である。

請求に係る公文書は、申請の時期並びに高度化資金の借受者（施設等貸与承認申請の申請者）及び貸与の相手方が特定された施設等承認申請に係る次の施設等貸与承認通知である。

(ア) 平成4年10月31日付けで〇〇〇〇〇〇組合が□□□□株式会社を貸与の相手方として行った施設等貸与承認申請に係るもの（以下「公文書③」という。）

(イ) 平成7年11月7日以降の日付けで〇〇〇〇〇〇組合が△△△△株式会社を貸与の相手方として行った施設等貸与承認申請に係るもの（以下「公文書④」という。）

ウ 平成4年10月以降の日付で、平成4年10月分から平成7年9月分までの賃借料として□□□□株式会社が手形の振り出しを行い、これに対し、〇〇〇〇〇〇組合が裏書を行い、その全部を鹿児島県に納めた事実に対応するもの（以下「公文書⑤」という。）

高度化資金の借受者が、あらかじめ知事の施設等貸与承認を受けた上で、第三者に貸付対象施設を貸与し、この対価として賃貸料を受け取る場合、県は、この賃貸料から確実に高度化資金の貸付残金の回収を図る必要があるため、知事は、当該施設等貸与承認に当たり、このための条件を付すことがある。この条件の一つとして、当該借受者の高度化資金償還財源となる賃貸料の確実な支払いを担保するために、貸付対象施設の貸与先には当該賃貸料として約束手形を振り出させ、さらに当該賃貸料を県への償還資金として確保するために、当該借受者には、貸付先から受け取った手形を裏書きした上で県に納付するよう求めることがある。

公文書⑤は、□□□□株式会社に賃貸料として約束手形を振り出させ、〇〇〇〇〇〇組合が受け取った当該約束手形を裏書きした上で県に納付すべき旨の条件が付された施設等貸与承認が〇〇〇〇〇〇組合に対して行われたことを前提として、特定の時期に同組合から当該条件に従って、県に約束手形の納付があった旨が記録された文書及びその付帯資料である。

エ ◇◇◇◇の岩石採取計画の認可の取消しを受けて、△△△△株式会社と高度化資金の貸付対象施設の賃貸借関係を結ぶべく、〇〇〇〇〇〇組合に対して施設等貸与承認申請書を提出するよう教示、教唆した事実に対応するもの（以下「公文書⑥」という。）

県は、高度化資金の借受者が当該資金の償還完了前に第三者に貸付対象施設の貸

与をしようとするときは、事前に規則や要領上の所定の手続き等について当該借受者及び貸与先に対して指導を行う場合がある。

公文書⑥は、◇◇◇◇に対して岩石採取計画の認可の取消し処分が行われたことを前提として、当該取消し処分後に〇〇〇〇〇〇組合が△△△△株式会社に貸付対象施設の貸与をしようとし、当該貸与を行う前に県が同組合に対して施設等貸与承認申請書の提出等、規則や要領上の所定の手続き等についての指導を行った旨を記録した文書である。

オ 平成7年11月7日以降の日付で、「貸方」を〇〇〇〇〇〇組合とし、「借方」を△△△△株式会社として、上記エの指導に従って両者間に交わされた賃貸借契約の事実に対応するもの（以下「公文書⑦」という。）

高度化資金の借受者が、あらかじめ知事の施設等貸与承認を受けた上で第三者に対して貸付対象施設を貸与する場合、県は、賃借料や賃貸期間等の貸与条件を確認するための参考資料として、高度化資金の借受者と貸与先の両者が作成した賃貸借契約書の写しを取得する場合がある。

公文書⑦は、上記エによる指導が行われ、当該指導に従って〇〇〇〇〇〇組合と△△△△株式会社との間に賃貸借契約が締結されたことを前提として、特定の時期に両者が作成した賃貸借契約書の写しである。

カ 平成7年11月7日以降の日付で、平成7年10月分以降の賃貸料として上記オの賃貸借契約に従い、△△△△株式会社が〇〇〇〇〇〇組合に対して金を支払った事実に対応するもの（以下「公文書⑧」という。）

高度化資金の借受者が、あらかじめ知事の施設等貸与承認を受けた上で第三者に対して貸付対象施設を貸与し、この対価として賃貸料を受け取る場合、当該借受者にとっては、この賃貸料が高度化資金の償還資金となる。県は、この賃貸料から確実に高度化資金の貸付残金の回収を図るために当該賃貸料の授受状況を把握する場合がある。

公文書⑧は、上記オの賃貸借契約が締結されたことを前提として、特定の時期における△△△△株式会社と〇〇〇〇〇〇組合との間の当該賃貸借契約に係る賃貸料の授受状況について記録した文書である。

キ 平成7年11月7日以降の日付で、平成7年10月分以降の賃貸料として上記オの賃貸借契約に従い、〇〇〇〇〇〇組合が鹿児島県に対して金を支払った事実に対応するもの（以下「公文書⑨」という。）

高度化資金の借受者が、あらかじめ知事の施設等貸与承認を受けた上で第三者に対して貸付対象施設を貸与し、この対価として賃貸料を受け取る場合、当該借受者

にあつては、この貸貸料が高度化資金の償還資金となり、県は、この貸貸料から確実に高度化資金の貸付残金の回収を図る必要がある。

公文書⑨は、上記オの貸貸借契約が締結されたことを前提として、特定の時期において〇〇〇〇〇〇組合が当該貸貸借契約に係る貸貸料を以て行った高度化資金の償還状況について記録した文書である。

(2) 不開示の理由

本件対象公文書には、平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものが含まれる可能性があることから、条例附則第3項の規定により、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）又は条例が適用される。

本件処分は、次の理由により、請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号（法人等情報）又は旧条例第8条第3号（事業活動情報）に該当する情報（以下「法人等情報」という。）を開示することとなることから、条例第10条の規定により存否を答えることができない（以下「存否応答拒否」という。）と決定したものである。

ア 〇〇〇〇〇〇組合についての法人等情報該当性及び条例第10条該当性

(ア) 法人等情報該当性

規則によると、あらかじめ知事の承認を受けない限り、高度化資金の借受者が当該資金の償還完了前に貸付対象施設の処分、貸与等を行うことができないこととなっている。これは、公的資金である高度化資金で整備された施設の処分、貸与等を原則禁止とするものである。

さらに、高度化資金の借受者が当該資金の償還完了前に貸付対象施設を貸与することは、当該資金の融資目的からの逸脱を招きやすい上に、事業縮小による当該借受者の収入源や担保価値の減少を引き起こし、県の債権管理や回収に重大な影響を与えかねないことから、当該貸与の承認については限定的に取り扱っているところである。

具体的には、償還完了前の貸付対象施設の貸与等については、当該資金の借受者の経営不振により当該貸付対象施設が遊休化している場合であつて、貸付残金を一括で償還する余力が無く、当該施設を貸与することによって得られる貸貸収入から回収を図ることが県の債権管理上有利であると認められる場合に限り承認するものである。

本件対象公文書は、いずれも〇〇〇〇〇〇組合が、規則により高度化資金の償還完了前に貸付対象施設を第三者に貸与しようとし、又は貸与したときにのみ県が保有するものである。

〇〇〇〇〇〇組合に関するこれらの公文書を県が保有するということは、結果

として〇〇〇〇〇〇組合が、貸付対象施設から計画どおりの事業収入を上げられず、当該施設を貸与して得る賃借料をもって高度化資金を償還しなければならないほど深刻な経営不振に陥っていることを示唆するものである。

特定の法人に係る経営不振等の経営上の特殊事情は、通常一般に入手することのできない当該法人の内部管理に関する情報であり、これを公にすることは、当該法人等の信用に大きな影響を与え、結果として競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、法人等情報に該当する。

(イ) 条例第10条該当性

本件開示請求は、対象公文書に記録されている行為等の主体又は客体として〇〇〇〇〇〇組合を特定して行われたものである。

仮に、対象公文書が存在している場合、法人等情報に該当することを理由として不開示と決定したならば、当該対象公文書が存在していることについては肯定することとなり、当該不開示決定自体が〇〇〇〇〇〇組合が経営不振等の経営上の特殊事情を有しているという不開示情報を公にすることとなる。

また、対象公文書が存在する場合は、条例第10条の規定により存否を明らかにしない決定をし、逆に存在しない場合は、対象公文書の不存在を理由として不開示決定をすることも、結果として〇〇〇〇〇〇組合が経営不振等の経営上の特殊事情の有無を公にすることとなる。

以上のことから、対象公文書の存否を答えること自体が、〇〇〇〇〇〇組合についての法人等情報を開示することとなるので、条例第10条の規定により存否を答えることができないものである。

イ 開示請求において特定された〇〇〇〇〇〇組合以外の法人等についての法人等情報該当性及び条例第10条該当性

本件開示請求は、〇〇〇〇〇〇組合以外の法人等に係る貸付対象施設の貸与の相手方としての情報についても当該法人等を特定して行われている。

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明においては、〇〇〇〇〇〇組合についての法人等情報該当性のみを理由として存否応答拒否とした旨の説明しか行われなかったため、〇〇〇〇〇〇組合以外の法人等についての法人等情報該当性について実施機関の見解を照会したところ、平成17年1月20日付けで次のような回答が追加資料として提出された。

(ア) 法人等情報該当性

特定の法人等における資産等の賃借先や賃借条件、賃借料の支払状況等の取引に関する情報は、通常一般に入手することのできない個別の取引内容に関する情

報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

県が、高度化資金の貸付対象施設の賃貸借という特定の取引内容に関する情報を保有するのは、規則及び要領（以下「規則等」という。）において、高度化資金の借受者が貸付対象施設を第三者に貸与する際は、承認手続きをとることと定めているためであり、県において規則上原則禁止されている貸与の妥当性を慎重に検討するためである。

当該貸与は、その目的物が高度化資金の貸付対象施設であることから、規則等の規定や債権者である県の債権管理上の意向による条件や要件が、高度化資金の借受者に対して課されているに過ぎず、特定の法人等の間における任意かつ個別の取引であることには変わりがないものであり、当該貸与に関する情報は、貸与の相手方である法人等についても法人等情報に該当するものである。

(イ) 条例第10条該当性

本件開示請求は、特定の賃貸借取引に係る当事者が指定されて行われているため、対象公文書の存否を明らかにすると特定の賃貸借取引に係る当事者間の交渉の有無や特定の賃貸借取引の存在の有無、賃借料の授受の有無等を公にすることとなる。

したがって、対象公文書の存否を答えること自体が、特定された〇〇〇〇〇〇組合以外の法人等についての法人等情報を開示することとなるので、条例第10条の規定により存否を答えることができないものである。

ウ その他の主張

(ア) 「当事者に対する不開示決定は条例第10条の濫用に当たる」との主張について
条例第5条の規定により、開示請求制度は、何人に対しても請求を認めていることから、開示請求者が誰であるかにより決定内容が異なることはない。すなわち、不開示情報については、誰が請求しても必ず不開示決定がなされるものであり、本件処分は、条例第10条の濫用には当たらない。

(イ) 「本件処分と大島支庁処分の回答趣旨が不統一である」との主張について

本件開示請求に係る対象公文書は、特定の法人等に関する中小企業高度化資金関係の公文書（中小企業課扱い）及び採石認可関係の公文書（大島支庁商工水産課扱い）に対するものである。

複数の公文書について開示請求がなされ、当該公文書が有する情報を詳細に検討したとき、それぞれが関連する法令等や有する情報の性質が異なれば、たとえ1件の公文書開示請求書によってなされた開示請求であっても、当該開示請求に

対する開示・不開示の決定が、当該決定に至った理由を含めて異なるのは致し方ないものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年8月22日	諮問を受けた。
平成16年4月5日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
4月13日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
6月28日	諮問の審議を行った。
7月26日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
11月15日	諮問の審議を行った。
12月24日	諮問の審議を行った。
平成17年1月24日	諮問の審議を行った。
2月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の性格及び内容

中小企業高度化資金貸付制度は、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、共同施設や工場団地を建設する事業等について資金面から支援する制度であり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県が協力しながら、中小企業者の組合等に対して経営構造の高度化を図るために行う施設整備のための資金を長期低利の有利な条件で貸し付けるものである。

高度化資金の貸付に関する諸手続きについては、規則等に規定しており、高度化資金の借受者が当該資金の償還完了前の第三者への貸与や譲渡等の処分を原則禁止するとともにあらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りでないこととなっている。

本件対象公文書は、3(1)のとおりであり、本件対象公文書の性格及び内容は次のとおりである。

(ア) 公文書①及び公文書②

要領には、施設等処分承認申請書の様式が定められており、当該様式には、申請者の所在地、名称、代表者氏名、電話番号及び印のほか、処分の理由、処分の

内容,処分しようとする施設名及び処分予定時期を記載するようになっているが,実施機関の説明によると処分の内容が貸与である場合は,当該様式中「処分」の字句を「貸与」に補正して使用しており,「貸与の内容」としては,貸与の相手方及び貸与の条件等を記載することとしているとのことである。

なお,公文書①及び公文書②は,いずれも申請者及び貸与の相手方が特定された施設等貸与承認申請書であり,当該当事者間における個別の取引に関する情報が記載されることが予定されているものである。

(イ) 公文書③及び公文書④

施設等貸与承認通知は,高度化資金の借受者から施設等貸与承認申請があり,知事が当該申請を承認しようとする場合に当該借受者あて発出される通知で,特段の様式は定められていないが,実施機関の説明によると当該申請を承認する旨及び当該貸与に係る施設の名称が記載され,必要に応じて承認の条件等を記載することとしているとのことである。

なお,公文書③の存否は,公文書①の存否が,また,公文書④の存否は,公文書②の存否が前提となるものである。

(ウ) 公文書⑤

実施機関の説明によると,知事は,施設等貸与承認に当たり,当該借受者の高度化資金償還財源となる貸貸料の確実な支払いと当該貸貸料を県への償還資金としての確保を担保するために,このような条件を付すことがある。実際に手形の納付を受けた場合は,納付者に対して受領した手形の金額及び枚数等を記載した預り証を交付するとともにその写しを保管し,債権回収に関する業務の記録に関する文書を作成することとなる。手形の現物は,確実に保管の上,支払期日に取り立て依頼をするが,当該手形の写しを保管する場合もあるとのことである。

なお,公文書⑤の存否は,公文書①の存否が前提となるものである。

(エ) 公文書⑥

高度化資金の借受者が償還完了前に貸付対象施設の貸与をしようとするときに,県が事前に規則等の所定の手続き等について当該借受者及び貸与先に対して指導を行った場合の記録である。

実施機関の説明によると,高度化資金の借受者から償還完了前に貸付対象施設を第三者に貸与したい旨の相談があったときは,事前に借受者や貸与先と協議をする場合があり,当該協議の中で施設等貸与承認申請の手続きが必要である旨の指導をしたときに当該協議の記録として作成される文書に記載される場合があるとのことである。

なお、公文書⑥は、高度化資金の借受者及び当該借受者が貸付対象施設を貸与しようとする相手方が特定され、当該特定された当事者間において個別の取引についての交渉等が行われている事実が記載される文書である。

(オ) 公文書⑦

高度化資金の借受者が、あらかじめ知事の施設等貸与承認を受けた上で第三者に対して貸付対象施設を貸与するに当たり、高度化資金の借受者と貸与先の両者が作成した賃貸借契約書の写しであり、実施機関の説明によると、賃借料や賃貸期間等の貸与条件を確認するための参考資料として取得する場合があるとのことである。

なお、公文書⑦の存否は、公文書②の存否が前提となるものである。

(カ) 公文書⑧

高度化資金の借受者が、あらかじめ知事の施設等貸与承認を受けた上で第三者に対して貸付対象施設を賃貸した場合に県が把握した両者間の賃貸借契約に係る賃貸料の授受状況について記録した文書であり、実施機関の説明によると、この賃貸料から確実に高度化資金の貸付残金の回収を図るために当該賃貸料の授受状況を把握し、文書に記録する場合があるとのことである。

なお、公文書⑧の存否は、公文書②の存否が前提となるものである。

(キ) 公文書⑨

高度化資金の借受者が、あらかじめ知事の施設等貸与承認を受けた上で第三者に対して貸付対象施設を賃貸し、当該賃貸料をもって行った高度化資金の償還状況について記録した文書であり、実施機関の説明によると、高度化資金の償還状況については、文書に記録するとのことである。

なお、公文書⑨の存否は、公文書②の存否が前提となるものである。

イ 不開示理由

実施機関は、対象公文書の全てについて、その存否を明らかにすること自体が特定の法人等についての法人等情報を開示することとなることから、条例第10条の規定により存否を答えることができないと決定している。

(ア) 存否応答拒否について

条例第10条は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる旨規定したものである。

本件開示請求は、特定の法人等の名を挙げて当該法人等についての情報が記載された公文書の開示を求めるものであり、当該情報が法人等情報に該当するものである場合、当該公文書の存否を答えるだけで、当該法人の不開示情報を開示することとなる場合がある。

(イ) 法人等情報について

法人等情報は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

法人等情報は、他の不開示情報に係る規定と同様に条例の基本理念である「原則公開」に対する例外規定であることから、その解釈、運用に当たっては、厳格かつ抑制的でなくてはならず、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容に応じ、当該権利利益の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して判断する必要がある。また、この「害するおそれ」については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

特定の法人等についての情報が、法人等情報として法的保護に値するのは、当該情報の主体である法人等が現に事業活動を営んでいることが前提となるものと考えられる。したがって、破産や解散の法的手続きにより、今後、事業を営むことを予定していないことが明らかな法人等に関する情報についてはもとより、実質的に経営破綻に陥っており、長期に渡って事業を営んでおらず、今後、事業を再開する見込みが極めて低いと認められる法人等に関する情報については、これを開示することによってこれらの法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないものと考えられる。

このため、実施機関の説明及び登記簿等により確認したところ、本件開示請求で特定された法人等の活動状況等は、次のとおりであった。

a ○○○○○○組合

登記簿上存続しているが、昭和62年に貸付対象施設での事業を休止し、以降、現在まで採石業者としての活動を行っていない。高度化資金の償還も困難な状況にあり、今後事業を再開する見込みは極めて低い。

b □□□□株式会社

平成14年12月3日付けで、商法第406条の3第1項の規定により、解散とみなされている。

c ◇◇◇◇

採石法による採石業者（事業を営む個人）として登録されており、現に岩石採取計画の認可を受けて活動している。

d △△△△株式会社

採石法による採石業者として登録されており、現に岩石採取計画の認可を受けて活動している。

ウ 不開示情報該当性について

以下、対象公文書ごとに検討する。

(ア) 公文書①について

公文書①に関して開示請求において特定された法人等は、〇〇〇〇〇〇組合及び□□□□株式会社である。公文書①の存否を明らかにすることにより明らかとなるこれらの法人等についての情報は、〇〇〇〇〇〇組合から□□□□株式会社が貸付対象施設の貸与を受けようとする事実の有無である。当該情報は、これらの法人等の任意かつ個別の貸借取引に係る情報であり、事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報で、これを誰に対して明らかにするかは、これらの法人等自らが選択すべきものである。

しかしながら、これらの法人等については、4(2)イ(イ) a 及び b のとおり、今後、事業を営むことが予定されていない、又は、事業を再開する見込みが極めて低い法人等である。

したがって、これらの法人等についての情報は、法的保護に値するものとは認められないことから、公文書①の存否を明らかにすることが特定の法人等についての法人等情報を開示することとはならないものと判断する。

(イ) 公文書③及び公文書⑤について

公文書③及び公文書⑤の存否は、いずれも4(2)アのとおり、公文書①の存否が前提となるものであるため、公文書①と同様、これらの存否を明らかにすることが特定の法人等についての法人等情報を開示することとはならないものと判断する。

(ウ) 公文書②について

公文書②に関して開示請求において特定された法人等は、〇〇〇〇〇〇組合及び△△△△株式会社である。これらの法人等のうち、△△△△株式会社は、4(2)イ(イ) d のとおり、現に事業を営んでいる法人である。公文書②の存否を明らかにすることにより明らかとなる△△△△株式会社についての情報は、同法人が、〇〇〇〇〇〇組合から貸付対象施設の貸与を受けようとする事実の有無である。当該情報は、同法人の任意かつ個別の貸借取引に係る情報であり、同法人が事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報で、これを誰に対して明らかにするかは、同法人自らが選択すべきものであり、これを開示する

ことは、同法人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

したがって、公文書②の存否を明らかにすることは、△△△△株式会社についての法人等情報を開示することとなるものと判断する。

(エ) 公文書④、公文書⑦、公文書⑧及び公文書⑨について

公文書④、公文書⑦、公文書⑧及び公文書⑨の存否は、いずれも4(2)アのとおり、公文書②の存否が前提となるものであるため、公文書②と同様、これらの存否を明らかにすることは、△△△△株式会社についての法人等情報を開示することとなるものと判断する。

(オ) 公文書⑥について

公文書⑥に関して開示請求において特定された法人等は、〇〇〇〇〇〇組合、◇◇◇◇(事業を営む個人)及び△△△△株式会社である。これらの法人等のうち、◇◇◇◇及び△△△△株式会社については、4(2)イ(イ)c及びdのとおり、現に事業を営んでいる法人等である。公文書⑥の存否を明らかにすることにより明らかとなるこれら2法人等に関する情報及び当該情報の法人等情報該当性は、それぞれ次のとおりである。

a ◇◇◇◇に関する情報について

(a) 公文書⑥の存否を明らかにすることにより明らかとなる情報

◇◇◇◇が、採石法に基づく岩石採取計画の認可を取り消された事実の有無

(b) 法人等情報該当性

岩石採取計画の認可の取消しは、当該認可を受けていた採石業者に対する不利益処分であるが、採石法又は関連する法令等に当該不利益処分を一般に公にすべき旨の規定はなく、また、当該不利益処分に関する事務を所掌する知事(工業振興課及び大島支庁商工水産課)においても当該不利益処分を一般に公にする慣行はないとのことであった。

当該情報は、◇◇◇◇が事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報で、これを誰に対して明らかにするかは、当該事業を営む個人自らが選択すべきものであり、これを開示することは、当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

b △△△△株式会社に関する情報について

(a) 公文書⑥の存否を明らかにすることにより明らかとなる情報

△△△△株式会社が、〇〇〇〇〇〇組合から貸付対象施設の貸与を受け

ようとする事実の有無

(b) 法人等情報該当性

当該情報は、△△△△株式会社の任意かつ個別の賃貸借取引に係る情報であり、同法人が事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報で、これを誰に対して明らかにするかは、同法人自らが選択すべきものであり、これを開示することは、同法人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

以上のことから、公文書⑥の存否を明らかにすることは、◇◇◇◇及び△△△△株式会社についての法人等情報を開示することとなるものと判断する。

エ その他の主張

- (ア) 「当事者に対する不開示決定は条例第10条の濫用に当たる」との主張について
異議申立人は、自分は当事者であり、当事者たる自分の請求をことごとく非開示にすることは、条例第10条を濫用したものであると主張している。

本件開示請求は、公文書開示請求書に公文書①の写しを添付して請求がなされているが、実施機関の説明によると、当該写しは、〇〇〇〇〇〇組合が公文書①により施設等貸与承認申請を行った当時の事務担当課である商工政策課の受付印が押印されていることから、公文書①の写しであることに間違いのないことであり、開示請求者は、既に写しを保有している公文書について開示を求めていることが認められる。

当審査会は、異議申立人に対して、平成16年4月13日付けで異議申立人に処分理由説明書の写しを送付するとともに意見書の提出を求め、また、同年6月29日付けで同年7月26日開催の審査会において口頭による意見陳述ができる旨を通知したところであるが、異議申立人は、意見書の提出及び口頭による意見陳述を希望しなかったことから、同人が公文書①の写しを保有している理由及びどのような意図をもって既に保有している公文書の開示を求めたのか確認することはできなかった。

実施機関の説明によると、異議申立人は、□□□□株式会社の代表取締役であったことから、〇〇〇〇〇〇組合の施設等貸与承認申請に係る当事者の一人として、実施機関から直接、又は実施機関から写しの交付を受けた〇〇〇〇〇〇組合を通じて当該写しを取得したのではないかと思われるが、既に写しを保有している公文書の開示を求めた理由は不明とのことであった。

県の機関が、申請書等を提出した者などからの求めに応じて受付印を押印した当該申請書等の写しを交付することは一般的な情報提供として現に行われていることであり、本件開示請求者が公文書①の写しを保有していることに特段不自然

な点はない。

開示請求者が既に保有している公文書について開示を求めた場合、一般的には、実施機関と開示請求者とが話し合い、対象公文書から除外することが多いと思われるが、本件開示請求は、そのような調整が行われずに、現に開示請求書に開示を求める公文書の写しが添付された形で開示請求が行われたものである。

実施機関が言うように、開示請求制度は、開示請求者が誰であるかにより決定内容が異なることはないものであり、仮に対象公文書に記載されている情報が、開示請求者に関する情報である場合や、開示請求者が何らかの事情により当該情報を知っている場合であっても、当該情報が不開示情報に該当するものであれば、開示できないものである。

しかしながら、本件処分は、対象公文書の存否に係るものであり、本件開示請求者が公文書①が存在していたことを既に知っていることにとどまらず、公文書①が存在したことを証する書面を添付した上で開示請求を行っていることから、このような態様の開示請求について対象公文書の存否を答えない処分を行うことは、存否応答拒否の濫用とまでは言えないにしても、適切ではなかったものと判断する。

(イ) 「本件処分と大島支庁処分の回答趣旨が不統一である」との主張について

異議申立人は、本件処分と大島支庁処分は、一連の出来事についての請求であるにもかかわらず、不開示決定の理由が統一されていない旨主張している。

しかしながら、本件対象公文書と大島支庁処分に係る対象公文書は、それぞれ異なる制度等に基づいて実施機関が作成又は取得したものであり、実施機関の言うとおり、それぞれが関連する法令等や有する情報の性質が異なれば、たとえ1件の公文書開示請求書によってなされた開示請求であっても、当該開示請求に対する開示・不開示の決定が、当該決定に至った理由を含めて異なるのは致し方ないものと判断する。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。